

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 50 年 7 月から同年 12 月まで

私は、昭和 49 年 8 月に会社を退職後に、厚生年金保険から国民年金への切替を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が金融機関か市役所の窓口で、3 か月に 1 回、3,000 円ぐらゐを納付書により納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、3 か月に 1 回、3,000 円ぐらゐの金額を納付書により金融機関か市役所で納付していたと主張しているところ、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間①及び②当時の保険料額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、「娘（申立人）が昭和 51 年に結婚するまで、届いた納付書により国民年金保険料を納付していたことを聞いている。」旨証言している。

さらに、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無く、申立期間の前後の期間は納付済みであり、任意で国民年金に加入している期間もあることなどから保険料の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立期間①及び②は、それぞれ 6 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 12 月末日に会社を退職したことを契機に、翌月、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その際、付加年金にも加入した。手続後の国民年金保険料については、付加保険料を含め月額 7,000 円ぐらいを金融機関で納付書により 61 年 4 月に第 3 号被保険者に種別変更するまで自分で納付していた。申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 1 月頃に、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、後日届いた納付書により金融機関で付加保険料を含めた国民年金保険料を第 3 号被保険者に種別変更するまで納付していたと主張しているところ、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の付加保険料と定額保険料を合わせた金額とおおむね一致しており、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間前の国民年金加入期間は付加保険料を含めた国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間を通じて申立人及びその夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、申立人の夫は、「妻（申立人）が会社を退職した後、市役所で国民年金への切替手続を行い、届いた納付書により付加保険料を含めた国民年金保険料を金融機関で納付していたことを聞いており、保険料の納付を途中で中断したと聞いたことはない。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間以外にも 10 年以上にわたって国民年金保険料

を、付加保険料とともに納付していることなどから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は24か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年3月まで

私は、昭和53年に会社を退職し、次の仕事では厚生年金保険に加入できなかったため、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、その時々状況によって、納付できる分の保険料を納付していたが、申立期間については、区役所が発行した納付書の期限が過ぎてしまったので、区役所に相談に行き、6か月分の保険料として3万7,000円ぐらいをまとめて納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として、3万7,000円ぐらいをまとめて納付したと主張しているところ、当該期間当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間の前後の国民年金加入期間の国民年金保険料が13年余りにわたり納付済みとなっている上、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然であるとともに、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月
② 平成9年4月
③ 平成11年7月から同年10月まで

私が22歳になった平成3年*月頃、母親が私の国民年金の加入手続を区役所の出張所で行い、国民年金保険料については、加入当初は学生だったので申請免除としたが、4年4月からの保険料は送られてきた納付書により母親又は私が区役所又は銀行で納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、勤め先を退職してから次の勤め先までの期間が短かったため、後日送られてきた納付書で申立期間後にそれぞれまとめて私又は母親が区役所又は銀行で納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、勤め先を退職した後に納付書が送られてきたときに、申立人又はその母親が区役所又は金融機関でまとめて国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、当該期間の国民年金の被保険者資格は、平成9年4月に記録が追加されており、申立人は同年3月の保険料を同年6月に過年度納付していることが確認できることから、同年同月時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、同年3月の保険料と一緒に当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間①、②及び③を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったも

のと認められるとともに、申立期間①は、1か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、申立人又はその母親が区役所又は金融機関で当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人のオンライン記録によると、平成11年9月に時効後納付による過誤納が発生したことから、同年10月に当該期間の保険料の還付決議が行われ、同年12月に申立人の口座へ送金されたことが確認できる上、申立人もそのようなことがあった気がする」と述べている。

また、申立期間③について、申立人のオンライン記録によると、平成16年3月に当該期間の国民年金の被保険者資格取得の記録が追加されていることから、当該期間は当時、国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、被保険者資格を取得した同年同月時点でも当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②及び③は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの期間及び49年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年3月まで
② 昭和49年11月
③ 昭和58年1月から同年9月まで

私の父親は、私が20歳になった昭和38年*月頃に、市役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、同出張所で私の両親が納付していた。私が結婚するとき私の母親から年金手帳を渡され、「保険料は全て払っておいたから、今後は自分で払うように。」と言われたことをはっきりと覚えている。

また、申立期間②及び③については、昭和49年11月に会社を退職する際、会社の担当者から国民年金に加入するように勧められたので、会社を退職するたびに市役所の支所や町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納又は国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和38年*月頃に、その父親が市役所の出張所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の両親が当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、39年10月に払い出されていることが確認できることから、その時点において、当該期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民

年金に任意加入し、国民年金加入期間について保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間①直後から申立人が昭和 41 年 10 月に結婚するまでの保険料は全て納付済みとなっていることから、その母親が、6 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付したと考えるのも特段不合理ではない。

さらに、申立期間②について、申立人は、会社を退職した昭和 49 年 11 月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、当該期間直後の保険料は、現年度納付により納付済みとなっていることが確認できることから、申立人が、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行ったことが推認でき、切替手続きを適切に行ったにもかかわらず、切替直後で1 か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立期間③について、申立人は、会社を退職した後の昭和 58 年 1 月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人のオンライン記録及び特殊台帳には、申立人が同年同月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った形跡が無いことから、当該期間は国民年金に未加入で保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 10 月から 39 年 3 月までの期間及び 49 年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の夫は、A 区に住んでいた頃に、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、自宅に来ていた集金人に 1 か月当たり 100 円を夫婦二人分一緒に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A 区に住んでいた頃に、その夫が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、申立人が自宅に来ていた集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、昭和 37 年 11 月に A 区で、申立人及びその夫のものと思われる国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、申立期間当時、申立人が居住していた区では同年 7 月から集金人制度が存在していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は申立期間実際に納付した場合の保険料額と一致していることから、申立人が同年 4 月から保険料を納付していたとしても不自然ではない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料は、納付済みとなっている。

2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間については、上述のとおり、当該期間当時、申立人が居住していた区では集金人制度が存在しなかったことが確認できる上、申立人は集金人以外に国民年金保険料を納付した記憶は無いとしているとともに、その夫の当該期間

の保険料も未納となっていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人が、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月、同年 3 月及び 61 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 61 年 4 月

私は、昭和 49 年 4 月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に来てもらって国民年金保険料を納付していた。また、集金人が来なくなっ
てからは、自宅に来ていた取引先の金融機関の人に、納付書と保険料を預
けて納付を依頼していた。私はいつも、納付すべき保険料額を封筒に入れ
用意していたので、いつまでも封筒にお金が残っていたら、納付していな
いことに気付くはずであるが、そういうことは無かった。申立期間①及び
②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ 2 か月及び 1 か月と短期間であり、申立期
間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前
後を通じて、申立人の住所及びその夫の職業に変更は無く、保険料の納付が
困難な状況にあったと確認される事情も見当たらないことから、途中の申立
期間①及び②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間①及び②を除き、370
か月以上に及ぶ国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付している上、
厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認でき
ることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②
の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6472

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月

私は、昭和 61 年 4 月に結婚し、同年 5 月下旬に入籍の届出をするため市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、口座振替の手続を行い、振替が開始されるまでは、納付書で納付していた。口座振替開始後に納付書が送付されてきたことがあり、自宅近くの郵便局から保険料を支払った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間で、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和 61 年 5 月に行った国民年金の加入手続当初は、国民年金保険料は納付書で納付し、その後、口座振替で納付したとしており、口座振替が開始された後に納付書が送付されてきたので、すぐに郵便局で保険料を納付したと述べているところ、オンライン記録では、62 年 9 月 8 日に、申立人に納付書が発行されていることが確認でき、その時点で申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であり、当該郵便局においては、申立期間当時、過年度保険料を収納していたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除いて、昭和 61 年 4 月から 25 年以上にわたる期間の国民年金保険料を全て現年度納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、44年9月から45年9月までは3万円、同年10月から46年4月までは4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月30日から46年5月16日まで
私は、昭和41年1月13日から46年5月15日までの期間において、A社B営業所に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、昭和44年9月30日に資格喪失となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

私は、途中で退職していないし、業務内容が変更となったことも無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録、複数の同僚の供述及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の人事記録において、申立人の業務内容及び勤務形態が途中で変更された記録は無い上、複数の同僚が、「申立人は、正社員としてC業務を行っていた。途中で業務内容や勤務形態が変わったことは無い。」と供述している。

さらに、複数の同僚が、「当時、C業務は正社員のみであり、正社員は、厚生年金保険に強制加入であった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年8月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と年齢や資格取得日が近く、申立人と同様の業務を行っていたとする複数の同僚の申立期間における標準報酬月額に係る社会保険事務所の記録から判断すると、同年9月から45年9月までは3万円、同年10月から46年4月までは4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や申立てどおりの資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、昭和44年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から46年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年1月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月11日まで
私は、A社でB職として申立期間においても勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和61年12月31日となっている。同年分の所得税源泉徴収簿等を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務についての記憶及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持している昭和61年分所得税源泉徴収簿には、事業所名の記載が無いものの、申立期間の厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

さらに、申立人が所持している昭和61年分の所得税の確定申告書に記載されている社会保険の支払保険料額は、上記の所得税源泉徴収簿に記載されている社会保険料控除額と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源

泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、上記の所得税源泉徴収簿の給与総支給額から、15万円とすることが妥当である。

一方、A社は昭和61年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、同僚の雇用保険の加入記録及び同僚に対する照会結果から、同社は同日以降においても5人以上の従業員がいることが確認できることから、当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成8年10月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から8年11月1日まで
ねんきん定期便で記録を確認したところ、A社で勤務していた昭和61年1月6日から8年10月31日までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額に比べて著しく低額になっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年10月1日から8年10月1日までの期間について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年12月までは59万円と記録されていたところ、8年1月23日付けで7年10月から同年12月までが9万8,000円に減額訂正処理され、その後、8年1月29日付けで5年10月から7年9月までが9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、事業主を含む5名についても、申立人と同様に、二度にわたって遡って標準報酬月額が減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、管轄の年金事務所が保管している滞納処分票及び不納欠損決議書によると、A社では平成5年5月頃から社会保険料の滞納があったことや上記の訂正処理のうち、8年1月23日付けの処理に係る報酬月額変更届があったことが確認できる上、当該期間当時の同社の社会保険事務担当者は、「当時、社会保険料の滞納について社会保険事務所から指導があり、高額所得者であった何名かの役員について標準報酬月額の減額をしたことを覚えている。」と供述している。

一方、商業登記簿謄本から、申立人が当該期間においてA社の取締役であったことが確認できるが、上記の社会保険事務担当者は、「標準報酬月額の訂正を知っていたのは私と事業主だけであり、ほかの従業員は全く知らなかった。」と供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、上記の二度にわたる遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間について、事業主は、「申立人については、平成8年10月についても、遡及訂正前の同年9月の標準報酬月額と同額の標準報酬月額59万円に基づく厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

また、上記の社会保険事務担当者は、「平成8年10月については、保険料は標準報酬月額59万円を基に控除していたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、上記の事業主の回答及び上記訂正処理前の申立人のA社における平成8年9月の社会保険

事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に相当する報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年11月30日から4年3月26日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月26日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月30日から4年4月20日まで

私は、平成3年10月1日から4年4月19日までA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、私が記憶する時期よりも前に被保険者資格を喪失していて、申立期間の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年11月30日から4年3月26日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる上、申立人が所持する同年3月25日支給の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

一方、オンライン記録において、申立人を含めた4名の厚生年金保険被保険者が、平成3年11月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年11月30日）より後の4年4月7日付けで行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇

用保険の記録における離職日の翌日である4年3月26日であると認められる。

また、平成3年11月から4年2月までの標準報酬月額については、当該喪失処理前の社会保険事務所（当時）の記録から38万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年3月26日から同年4月20日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人のA社の離職日は、同年3月25日であることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「商業登記簿上、私が代表取締役となっているが、A社の役員であった認識は無く、同社の経営には関与していない。したがって、申立人も知らないし、同社における社会保険の取扱いについても、一切分からない。」と回答している上、申立人及び当該元事業主が同社の実質的経営者だったとする者に対する文書照会において、同人からは回答を得ることができなかつたことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 16 日まで
平成 14 年に社会保険事務所（当時）に行ったところ、申立期間については脱退手当金として支給済みであるということを知った。

A社を退職する際、会社から失業保険の説明を受けたが、脱退手当金制度については知らなかったし、会社から説明も無かった。脱退手当金が支給されたという時期は、長女が3歳、長男が生まれる*か月前であり、子育てに忙しく、自分で請求手続をするような余裕は無かった。

調査の上、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年2か月後の昭和44年10月3日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和40年9月*日に婚姻し、改姓しているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年4月1日から15年5月29日までの期間について、申立人の標準報酬月額記録を、13年4月から15年3月までは17万円、同年4月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成16年1月1日から同年10月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額記録を、同年1月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年9月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年4月1日から15年5月29日まで
② 平成16年1月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便を見ると、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額記録が、当時支給されていた給与額より低いことに気が付いた。「勤務明細報告書および支払明細書」（以下「給与明細書」という。）と預金通帳の写しを添付するので、申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する平成14年3月から15年4月までに係る給与明細書から、総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、共にオンライン記録を上回っていることが確認できる。

また、申立人は、平成13年4月から14年2月までの給与明細書を所持

していないものの、その所持する預金通帳により、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与が振り込まれていることが確認できる。

さらに、申立人より前にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の給与明細書から、当該同僚は、その資格取得日から申立期間①を通して、総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、共にオンライン記録を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び預金通帳等から判断すると、平成13年4月から15年3月までは17万円、同年4月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているが、預金通帳に記録されている給与振込額及び給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成16年1月から同年6月までは24万円、総支給額から同年8月は22万円、同年9月は20万円とすることが妥当である。

また、給与明細書が無い平成16年7月については、申立人が所持する前後の期間の給与明細書の保険料控除額から判断すると、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和35年1月9日から同年3月9日までの期間について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月9日に、資格喪失日に係る記録を同年3月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年3月10日から同年10月8日まで
② 昭和22年10月8日から23年3月27日まで
③ 昭和23年7月5日から24年1月5日まで
④ 昭和24年2月24日から同年3月28日まで
⑤ 昭和24年4月12日から同年6月16日まで
⑥ 昭和35年1月9日から同年3月9日まで

平成20年頃、父親のねんきん特別便が送付されたので、長男である私が父親から預かった船員手帳と特別便を照合したところ、複数の期間について記録が抜けていることが判明した。父親は亡くなっているが、生前に記録の無い期間については保険料を控除されていたことを聞いている。船員手帳に記載の期間は勤務していたことは間違いないので、申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑥について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間に、A社所有の船舶Bに乗り組んでいたことが認められる。

また、申立人の同僚は、その所持する船員手帳の記録から、当該期間に

申立人と同じ船舶に乗っていたことが確認できるところ、A社における船員保険被保険者名簿から、当該同僚は、当該期間において同社の船員保険被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A社における船員保険被保険者名簿から、船舶Bの船長についても、当該期間において同社の船員保険被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持するA社における船員手帳の給与の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主の所在も不明であり確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑥に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間に、C社所有の船舶D及び船舶Eに乗り組んでいたことが認められる。

しかし、C社は、昭和24年4月1日に船員保険の適用事業所となっており、船舶D及び船舶Eは、当該期間は適用船舶になっていないことが確認できる。

また、申立人が乗船していた船舶D及び船舶Eの船長は、当該期間において船員保険被保険者となっていない。

さらに、当該申立てに係る同僚及び船長の所在が確認できず、申立人の当該期間に係る船員保険の取扱いに関する証言を得ることはできない。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間にF氏所有の船舶Gに乗り組んでいたことが認められる。

しかし、オンライン記録において船舶G及び同船の所有者の船員保険の適用船舶の記録は見当たらない上、同船は、当該所有者が後年設立した法人において初めて船員保険の適用事業所になっていることから、船舶Gは、当該期間は適用船舶ではなかったと考えられる。

また、申立人が乗船していた船舶Gの船長は、当該期間において船員保険被保険者となっていない。

さらに、当該申立てに係る同僚及び船長の所在が確認できず、申立人の当該期間に係る船員保険の取扱いに関する証言を得ることはできない。

申立期間③について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間にH社所有の船舶Iに乗り組んでいたことが認められる。

しかし、H社は昭和24年6月25日に船員保険の適用事業所となっており、船舶Iは、当該期間は適用船舶になっていないことが確認できる。

また、申立人が乗船していた船舶Iの船長は、オンライン記録及び船員保険被保険者名簿から、資格取得日はH社が船員保険の適用事業所となった日である昭和24年6月25日と確認できる。

さらに、当該申立てに係る同僚及び船長の所在が確認できず、申立人の当該期間に係る船員保険の取扱いに関する証言を得ることはできない。

申立期間④について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間にJ氏所有の船舶Kに乗り組んでいたことが認められる。

しかし、オンライン記録において、船舶K及びJ氏が設立したL社が船員保険の適用事業所となった日は、申立人が下船した時期より後（船舶Kは昭和31年2月1日、L社は24年7月1日が適用日）であるため、船舶Kは、当該期間は適用船舶になっていないことが確認できる。

また、申立人が乗船していた船舶Kの船長は、当該期間において船員保険被保険者となっていない。

さらに、当該申立てに係る同僚及び船長の所在が確認できず、申立人の当該期間に係る船員保険の取扱いに関する証言を得ることはできない。

申立期間⑤について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間にM社所有の船舶Nに乗り組んでいたことが認められる。

しかし、M社は昭和25年12月1日に船員保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所になっていないことが確認できる。

また、申立人が乗船していた船舶Nの船長は、当該期間において船員保険被保険者となっていない。

さらに、当該申立てに係る同僚及び船長の所在が確認できず、申立人の当該期間に係る船員保険の取扱いに関する証言を得ることはできない。

このほかに申立期間①から⑤までに係る船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和41年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月21日から42年1月11日まで
私の年金の記録を見ると、昭和41年12月21日に資格喪失になっているが、53年10月まで継続してA社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は異動直後の12月末にA社本社近くの病院で治療を受けたと述べていること、及び同社の人事担当役員は、「当社の人事異動日は、給与締切日（当時は毎月20日）の翌日であることが多い。」と述べていることから判断すると、昭和41年12月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和42年1月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間における保険料納付の記録を保管

しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 58 年*月頃に区役所から国民年金に関する通知が届いたか又は電話が掛かってきたことを契機に、国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、自宅に集金人が来るようになったことから、毎月私がその集金人に保険料を納付していた。また、申立期間当時は経済的にも苦しい時期であったことから、少し遅れてまとめて保険料を納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 58 年*月頃に区役所から国民年金に関する通知又は電話を受けたことを契機に、国民年金の加入手続を行い、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人は国民年金の加入手続についての具体的な主張が無い上、保険料の納付についても、納付したとする保険料額が変遷していることなど記憶は曖昧であることから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の住所地の区が作成した申立人の国民年金被保険者名簿の異動年月日が昭和 63 年 2 月であり、申立人は同年同月に国民年金の加入手続を行ったと推認できることから、国民年金の加入時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間の当初から国民年金の加入手続が行われるまで同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる時点まで申立

期間は国民年金の未加入期間で、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたとの心証を得ることができない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 41 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 38 年*月頃に私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が家族の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 38 年*月頃にその母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、その母親が家族の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 41 年 5 月から同年 12 月までの間と推認され、申立人の手帳記号番号は、同年*月に 20 歳に到達したその妹の手帳記号番号と連番で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、上述のとおり、申立人及びその妹の国民年金の加入手続は、同時期に行われたと推認できる上、申立人は、その母親から申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと聞いた記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から8年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から8年7月まで

申立期間当時、私は学生だったが、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、その後の国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、学生が国民年金の強制適用となった平成3年4月に申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても納付していたとしているところ、その父親は、申立人の国民年金の加入手続きについては記憶が曖昧であり、保険料の納付については、納付書が送られてきたので市役所内の金融機関で納付したとしている。

しかし、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号であり、オンライン記録から、同番号に基づき申立人の国民年金被保険者記録が作成されたのは、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成11年8月21日以降の同年10月18日であることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間となる上、申立人に、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳は、平成8年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した際に交付されたものと推認でき、国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失についての記載が見当たらず、申立人はそれ以外の手帳を所持していないとしている。

さらに、申立期間は64か月に及び、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年7月まで

私は、勤め先を平成4年12月末日に退職した後、5年1月に区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は納付書により郵便局から納付した。

国民年金の加入手続は母親と共に、また、国民年金保険料の納付は母親や妹と共に行った記憶があるが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年12月末日に勤め先を退職し、翌月国民年金への加入手続を区役所で行い、国民年金保険料を郵便局から納付していたと主張している。

しかし、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、平成5年1月に申立人が国民年金への加入手続を行った形跡が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする区役所では、申立期間当時、郵便局からの国民年金保険料の納付は取り扱っていなかったことが確認でき、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6477 (事案 5303 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月及び同年11月

私は、申立期間について、私の父親が経営する会社に勤務していたことから、厚生年金保険に加入しているものと思っていたところ、時期は不明であるが、申立期間が厚生年金保険に未加入であったことが判明したため、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、担当窓口の職員から、「国民年金保険料の納付が可能ならうちに、遡って納付したらどうですか。」と言われたことを憶えている。申立期間の保険料については、自宅に送付されてきた納付書により6,000円から8,000円ぐらいを金融機関で遡ってまとめて納付した。前回、申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかったことに納得できないため、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、厚生年金保険に未加入であったことが判明したため、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年6月に払い出されていることが確認できることから、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、加入手続を行った時期についての記憶が曖昧であることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、納付書により6,000円から8,000円ぐらいを金融機関で遡ってまとめて納付したと主張し、保険料の納付に関し

ては、新たな資料や情報を提示しているわけではないが、当委員会において、申立人の年金記録及び前回の申立内容に関して、再度調査を行ったものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6478

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、居住していた市で、昭和 53 年 8 月に、国民年金に任意加入して継続して国民年金保険料を納付していた。その後、60 年 2 月に他市に転居した際にも、転居先の区役所で国民年金の加入手続をして、保険料を継続して納付していたにもかかわらず申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 8 月に A 市で国民年金に任意加入後、60 年 2 月に B 市に転居後も継続して国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、A 市の年度別納付状況リストでは、59 年 1 月 11 日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、B 市においても基礎年金制度が導入された 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者の資格を取得するまで国民年金への加入記録は無く、これらの記録は、オンライン記録とも一致しており、複数の行政機関で同一人の納付記録の事務処理を誤ることは考え難い。

上記のことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することはできない期間となり、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、A 市及び B 市で別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

なお、申立人は、申立期間における国民年金保険料は 2 か月で 7,000 円ぐらいであったと述べているが、申立期間始期は 2 か月で 1 万 1,660 円、申立期間終期は 2 か月で 1 万 3,480 円であった。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険又は厚生年金保険の被保険者として船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 5 日から 23 年 1 月 1 日まで

私は、知人の紹介で、船舶Aに乗船することになり、昭和 21 年 10 月 5 日から船舶所有者B氏（現在は、C社）のところへ行った。当時、同船舶は改造されることになり、ドックに入ってしまったため、ほかの乗組員と一緒に、ドック内でD業務に従事し、航海に出たのは、改造が終わった 22 年 12 月頃だったと思う。

ところが、船員保険の記録では、昭和 23 年 1 月 1 日に資格取得となっており、それより前の記録が無い。また、乗船していなかった期間は厚生年金保険の被保険者だったかもしれないが、厚生年金保険の被保険者記録も無い。

調査の上、申立期間を船員保険又は厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「船舶Aは、昭和 22 年 12 月頃までドック内で修理されており、同船舶の乗組員と一緒にD業務に従事していた。」と供述しているところ、申立人が挙げた同僚の一人が、「同船舶が航海に出るまでの期間、D業務をしたような気がする。申立人がいつからいつまで勤務したかは分からないが、私の船員手帳では、同船舶の雇入日が昭和 22 年 12 月 15 日となっており、同日から乗船したと思う。申立人も一緒に乗船した気がする。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同船舶に係る業務に従事していたことはうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録及び船舶所有者B氏に係る船員保険被保

険者名簿から、上記の同僚の船員保険被保険者資格の取得日は昭和 23 年 1 月 1 日であり、申立期間は船員保険及び厚生年金保険のいずれの被保険者にもなっていないことが確認できる上、当該同僚は、「被保険者資格を取得するまでの期間において、保険料が控除されていた記憶は無い。」と供述している。

また、オンライン記録によると、C社は、昭和 29 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、C社は、「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することができない上、申立人も、申立期間に係る勤務実態及び船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険又は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7445

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 7 月 17 日まで
② 昭和 39 年 2 月 21 日から同年 7 月 27 日まで
③ 昭和 40 年 10 月 14 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 7 月 20 日から同年 11 月 6 日まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間①は、私が中学校卒業後に A 社に勤務した期間だが、当該期間が被保険者期間となっていない。

申立期間②は、B 社に昭和 39 年 2 月 21 日から勤務したが、資格取得日が同年 7 月 27 日となっており、当該期間が被保険者期間となっていない。

申立期間③及び④は、C 社に昭和 40 年 10 月 14 日から 44 年 11 月 5 日まで勤務していたが、当該期間が被保険者期間となっていない。

私は、中学校卒業後すぐに就職し、転職の際には期間を空けないようにしてきたので、申立期間①から④までが被保険者期間となっていないことに納得できない。

調査の上、申立期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「当時の従業員名簿及び届出資料に、申立人の名前は見当たらない。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立人と一緒に昭和 34 年 4 月に入社したと供述している同僚の資格取得日は、入社日から 9 か月後となっている。

このことから、当時、A 社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入さ

せていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間において同社に勤務していたことを記憶している者がいないことから、申立人の同社における当該期間の勤務実態を確認することができない。

また、複数の同僚が、「入社後6か月の見習期間があった。」、「厚生年金保険の資格取得日より数箇月前から勤務していた。」と供述していることから、当時、B社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、複数の同僚が、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間は、「給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えていない。」と供述している。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人に係る人事記録及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間③及び④について、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間において同社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、C社は、「当時、中途採用の社員は、毎月1日付けで厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、上記被保険者原票によると、当時の被保険者の資格取得日は1日付けとなっており、月の途中が資格取得日となっている者はいないことが確認できる。

さらに、C社が提出した厚生年金保険被保険者管理台帳及びD健康保険組合が提出した被保険者台帳によると、申立人の資格取得日は昭和40年11月1日、資格喪失日は44年7月20日と記載されており、オンライン記録と一致している上、上記管理台帳には、当該資格喪失日から約10日後に厚生年金保険被保険者証を申立人に手渡した旨の記録が確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで

A社では、毎年ベースアップがあったので、給与が下がることは無かったが、厚生年金保険の記録では、それまで6万8,000円だった標準報酬月額が、申立期間においては6万4,000円に下がっているのはおかしい。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社では、毎年ベースアップがあったにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、昭和47年10月から48年8月までの標準報酬月額が、47年9月までの標準報酬月額（6万8,000円）より下がり、6万4,000円となっていることはおかしいと主張している。

しかしながら、A社が提出した社会保険料控除データによると、申立人は、申立期間において、オンライン記録における標準報酬月額（6万4,000円）に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金が提出した申立人の加入員台帳及び中脱記録照会（回答）によると、申立期間に係る報酬給与月額は6万4,000円となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 5 日から 12 年 7 月 1 日まで
私は、平成 11 年 1 月 5 日から 13 年 3 月 30 日まで、派遣社員として A 社（現在は、B 社）で勤務していた。しかし、このうち、12 年 7 月 1 日から 13 年 3 月 31 日までの期間は、派遣元事業所である C 社の厚生年金保険被保険者期間となっているにもかかわらず、申立期間は、派遣元の事業所名は記憶していないが、厚生年金保険被保険者期間となっていない。A 社に勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社及び同社が申立人の申立期間における派遣元事業所であったとする D 社の元事業主の回答から、申立人が申立期間において、同社の派遣社員として A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、D 社の元事業主は、「同社では、派遣社員については厚生年金保険に加入させない取扱いであったため、派遣社員であった申立人に係る厚生年金保険の加入の届出を行っておらず、保険料を控除していない。」と回答している。

また、B 社が、当時、申立人と同様に D 社の派遣社員であったと回答した者は、オンライン記録において、同社の厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 21 日から同年 12 月 21 日まで
私は、昭和 41 年 11 月 1 日に、C 市にあった A 社（現在の名称は、B 社）の本社に入社し、同年 12 月頃に、42 年 1 月に完成する D 市の新工場で管理業務を担当するよう命ぜられ、同年 1 月 4 日から新工場に勤務した。同年 12 月 20 日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社に継続して勤務していたと述べている。

しかし、B 社は「当社で確認できる A 社の労働者名簿は、昭和 50 年頃のものからしか残っておらず、申立人の記録は確認できなかった。」と回答している上、当時の代表取締役も「申立人を覚えておらず、当時の資料も無いため、不明。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録において、申立人の A 社における離職日は、昭和 42 年 6 月 20 日であることが確認でき、オンライン記録と符合する。

さらに、申立期間当時、A 社の厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、連絡先が判明した者 28 人に対する同僚調査においても、申立期間における申立人の同社での勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況についての証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 8 月に A 社（現在は、B 社）に C 職として入社し、同社が D 部門と E 部門に分社化した際、F 社に転籍となり、平成 12 年 6 月に定年退職した。厚生年金保険の記録では、申立期間の記録が無いが、社名が変わっただけで、勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された人事記録、複数の同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和 52 年 9 月 1 日に A 社から F 社へ転籍し、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、F 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 52 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間については適用事業所ではないことが確認できる。

また、F 社から提出された賃金台帳によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に、A 社において昭和 52 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、F 社において同年 10 月 1 日に同資格を取得している被保険者が 24 名確認できるところ、いずれも申立期間については厚生年金保険の被保険者となっていない上、上記の賃金台帳において、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7450

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年5月頃まで

私は、昭和26年9月1日から28年5月頃までの期間において、A事業所でB職として住み込みで勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が27年4月1日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA事業所に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A事業所に係る厚生年金保険関係の資料を管理するC事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は、昭和26年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年4月1日に同資格を喪失した記録となっており、オンライン記録と一致する。

また、申立人は、A事業所を紹介してくれた同僚の名前を記憶しているところ、その同僚は、申立人と同じく昭和27年4月1日に同事業所における厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるが、住所が不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない上、同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に被保険者記録があり、住所が判明した複数の同僚に聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、A事業所の被保険者136名のうち41名は、昭和27年4月1日より前に被保険者資格を喪失し、残りの95名は、申立人と同じく同年4月1日に同資格を喪失していることが確認でき、同日以降に同事業所にお

いて被保険者記録のある者はいない。

なお、昭和 27 年 4 月 1 日に多数の者が A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した事由について、申立人は特段の記憶は無いと供述している上、同事業所において被保険者記録がある複数の同僚に対する照会でも当時の事情は判明しなかった。

また、D 事務所が管轄する A 事業所以外の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間において申立人の被保険者記録は確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年2月1日から同年12月31日まで
最終事業所のA社については、先に退職した元同僚から脱退手当金が受給できることを教えてもらい、自分でB社会保険事務所(当時)へ行って手続をしたが、C社については受給していないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めていないC社の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されているほか、申立人が受給を認めているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはいかえりがないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間及び受給を認めている期間を合算した期間数は脱退手当金の対象月数と一致している。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7452

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月30日から同年4月1日まで
私は、昭和19年から20年3月31日までA社（現在は、B社）に勤務したはずなのに、同社の厚生年金保険被保険者記録が3か月しかない。同社には10か月以上勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者期間が3か月しかないが、同社には10か月以上勤務していた旨を述べているところ、同社における健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和19年1月1日に健康保険の被保険者資格を取得しており、当該資格取得日から厚生年金保険の被保険者資格喪失日までの期間は13か月間となることが確認できる。

一方、上記の被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の被保険者記録のある者7名を抽出し、申立人の勤務実態等について調査した結果、3名から回答を得たが、このうち1名から申立人を知っているとの回答を得たものの、申立人が申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から保険料を控除されていたことがうかがえる証言は得られなかった。

また、B社は、申立人の勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料控除等について、資料が保管されていないため不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7453

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 35 年 8 月まで

私は、昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 8 月まで、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間になっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人と同様の業務に就いていたとする同僚も、「私は、申立期間においても A 社に勤務していた。」と述べているにもかかわらず、申立人と同日の昭和 34 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失している。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた者を含む A 社の元従業員に文書照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 21 日から 44 年 1 月 21 日まで
平成 15 年に社会保険事務所（当時）から年金記録の回答を受け取った際、申立期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。同じ会社に勤め、ほぼ同じ時期に退職した妹は脱退手当金を受給していないのに、私だけ脱退手当金を受給したとは考え難い上、自身で請求手続をしたことや、お金を受け取ったことも記憶に無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の整理番号の前後 40 番以内の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 1 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 8 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、6 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、6 名全員が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金が支給決定されている。

また、上記 6 名のうち連絡が取れた者が、「会社の事務担当者から脱退手当金制度に関する説明を受けた。会社で請求手続をしてもらい、お金も会社から手渡しで受け取った。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格

喪失日から約4か月後の昭和44年5月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 1 日から 52 年 7 月 21 日まで
私が A 社に勤務した期間については、国民年金保険料を納付したが、同社が発行した昭和 51 年の源泉徴収票の社会保険料の金額欄には、保険料控除の記載があることから、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていたと思われる。
調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した源泉徴収票、名刺、旅券の出入国記録及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間において、A 社は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったことが確認できる。

また、A 社の事業主は、「申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、私も含め従業員は各自で国民年金に加入し、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。当時の事務担当者に確認したところ、源泉徴収票については、年末調整の際に、従業員に対して、自身で納付した国民年金や国民健康保険料の納付証明を提出するよう案内をしており、納付金額が確認された場合に、社会保険料の金額欄に各自の納付額を記入していた。」と回答している。

さらに、申立人が提出した源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、当該徴収票に記載された給与支払額から算定される厚生年金保険料額に見合う額とはなっていない。

加えて、A社は当時の賃金台帳等の資料を保管していないと回答しており、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 13 日から 32 年 1 月 1 日まで
私は、申立期間に、A社の社員としてB市のC事業所内でD業務をしていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社の従業員として、B市C事業所内でD業務に従事していたと主張しているところ、同事業所内の事業組合が、「A社は、50年ほど前に、C事業所内でD業務を行っていた。」と回答していることから、申立期間当時、同社がC事業所内で業務を行っていたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、A社の商業登記の記録も確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7457

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 46 年 3 月に A 社へ正社員として入社し、49 年 3 月 31 日まで勤務した。しかし、ねんきん定期便の記録では、同年 3 月の厚生年金保険の記録が欠落している。同年 3 月 31 日まで勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る雇用保険被保険者記録では、申立人の離職日は昭和 49 年 3 月 30 日となっており、オンライン記録と符合する。

また、A 社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 49 年 3 月 31 日となっており、雇用保険の記録と符合している。

さらに、A 社は、上記の確認通知書のほかに申立人に係る当時の資料を保管していないと回答していることから、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 37 年 11 月まで

私は、同級生の紹介でA社に入社し、勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同級生の紹介でA社に入社し、申立期間において勤務し、厚生年金保険に加入していたとして申し立てている。

しかしながら、A社は、平成8年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表取締役の代理人は、申立期間当時の資料は無い旨の回答をしている上、申立人を同社に紹介したとする上記の同級生も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、上記の同級生以外の同僚等の氏名を記憶していないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者であることが確認でき、連絡先が判明した59名に照会したが、申立人の勤務実態をうかがえる証言を得ることができない。

さらに、申立人のオンライン記録において、申立期間の後に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる事業所から提出された申立人に係る登録票の職歴欄には、昭和34年4月から38年3月までB業を営む事業所に勤務した旨が記載されており、A社に係る記載は無い。

加えて、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。